

合併処理浄化槽への転換（入れ替え）

に対する補助制度について

横芝光町では、生活雑排水による水質汚濁を防止するために、トイレからの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」から、家庭内の全ての排水を処理する「合併処理浄化槽」に転換（入れ替え）する工事を実施する場合には、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

地域の水質保全のため、補助金を活用し、合併処理浄化槽に切り替えましょう。

◎ 補助金の上限額

補助対象経費区分		単独処理浄化槽からの転換	くみ取り便槽からの転換
設置費	5人槽	332,000円	
	6・7人槽	414,000円	
	8～10人槽	548,000円	
撤去費		180,000円	100,000円
宅内配管工事費		300,000円	

※令和6年度より、宅内配管工事費に係る補助金を増額しています。

※例として、単独処理浄化槽から5人槽の合併処理浄化槽に転換した場合の補助金（上限額）は、
 $332,000円 + 180,000円 + 300,000円 = 812,000円$ となります。

※建て替えまたは増築に伴う転換の場合は、宅内配管工事費の補助はありません。

◎ 注意事項（補助の要件等）

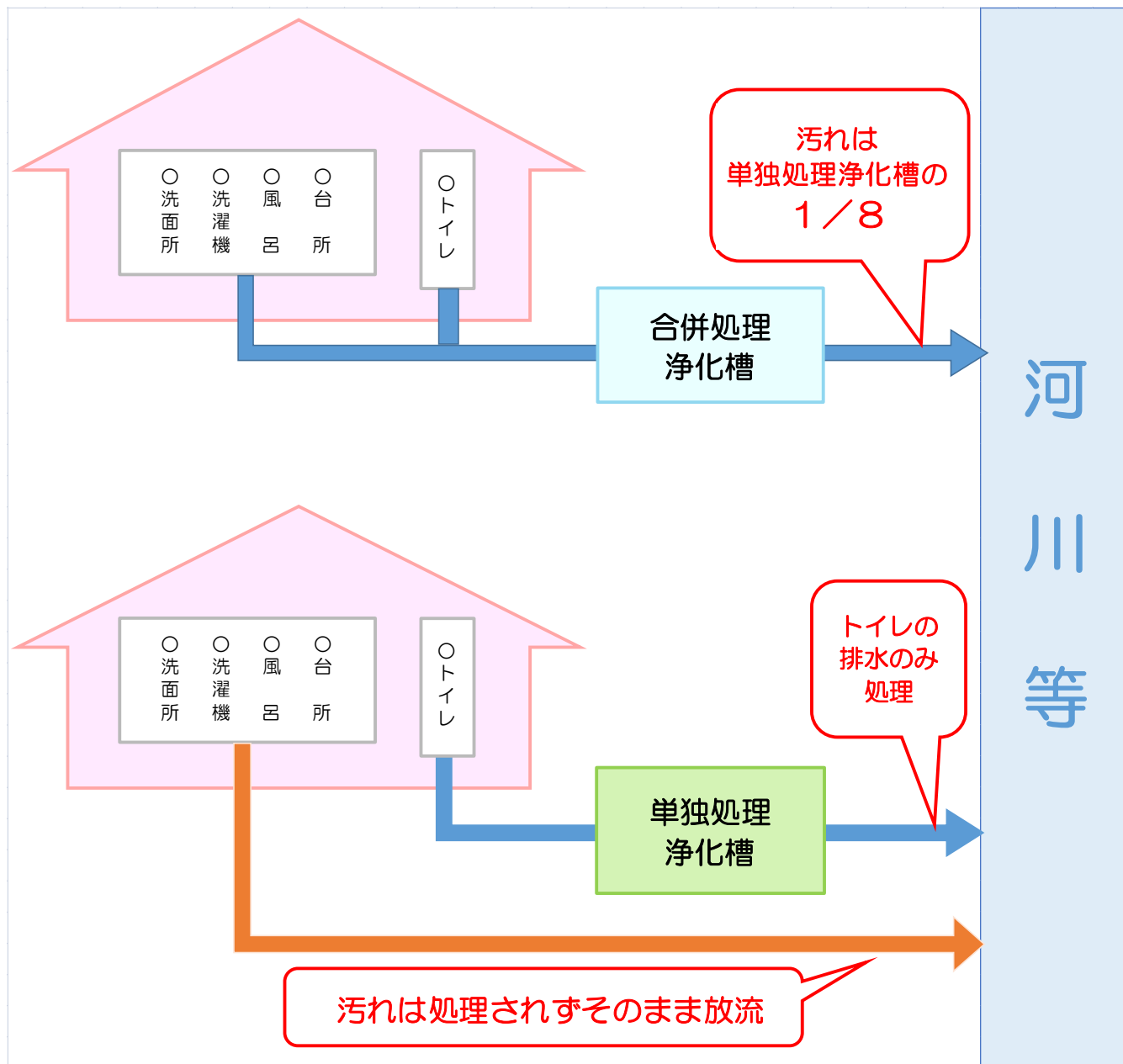
- ・世帯全員に町税の滞納がない人が対象です。
- ・専用住宅または店舗等併用住宅（2分の1以上を住居とする建物）が対象です。
- ・新築の場合は、対象となりません。
- ・建て替えに伴うくみ取り便槽からの転換の場合は、対象となりません。（単独処理浄化槽からの転換の場合は、対象となります。）
- ・すでに工事（既存の便槽の撤去工事を含みます。）を始めている場合は、対象となりません。
- ・補助金の交付を希望する場合は、工事を始める前（計画段階）にご相談ください。

※上記以外にも各種条件がありますので、申請前に必ずご連絡ください。

◎ 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い

くみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用している家庭では、そこから出される台所・風呂・洗濯機・洗面所などの生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されます。

合併処理浄化槽へ転換することで、生活雑排水をきれいにして放流することができ、河川や海、農業用水などをきれいにするにもつながります。



【お問い合わせ】

横芝光町役場 環境防災課 環境班

電話 0479-84-1216